

労務通信169号

成迫 社会保険労務士法人 松本事務所 TEL 0263-88-2862 長野事務所 TEL 026-291-4152 飯田事務所 TEL 0265-49-3602



令和7年8月4日に開催された第71回中央最低賃金審議会において、令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。仮に目安どおりに引き上げが行われた場合、全国加重平均額は1,118円となり、昨年度(51円)を上回る63円の引き上げとなります。これは昭和53年度に目安制度が始まって以降、過去最高の引上げ額です。引上げ率は6.0%に相当します。長野県は63円UPの1,061円となる予定です。

仮に所定労働時間を月 160 時間とすると、月額で約 10,080 円のベースアップなります。

最低賃金は最低賃金法で定められ、下回る場合は法に抵触し、罰則(50万円以下の罰金)もありえます。また確実に労働基準監督署の是正指導対象にもなり、未払い賃金の命令も受けます。一番大きいのは従業員からの信用失墜につながります。

■ 最低賃金の確認をしましょう

まずは、従業員の賃金が最低賃金を下回っていないかを確認しましょう。今回は上げ幅が大きいため、時間給 の従業員だけではなく、月給・日給の方も確認をしてください。



確認方法: ① 月給者の場合

(基本給+固定的手当) ÷ 月の所定労働時間

② 日給者の場合

日給 ÷ 1 日の所定労働時間

③ 時給者に固定手当がある場合

時給 + (固定手当 ÷ 労働契約書記載の労働時間)



【要注意の対象外の手当】今回公示で改めて提示された最低賃金の賃金に参入しない手当

| 家族手当 | 扶養家族の人数や配偶者の有無によって支給される手当。 |
|-------|------------------------------|
| 通勤手当 | 公共交通機関や車通勤の交通費、ガソリン代、駐車場代など。 |
| 精皆勤手当 | 決められた所定労働時間を勤務した場合に支給される手当 |

■業務改善助成金の活用

「業務改善助成金」は、事業所内最低賃金を引き上げ、さらに生産性向上を目的とした設備投資等を行う場合、 一定の要件を満たせば設備投資等の費用の一部が助成される制度です。

<主な要件> ・事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げること

・地域別最低賃金との差額が50円以内であること

・解雇・賃金引下げなどの不交付事由がないこと

【助成上限額】

| 賃上げコース区分 | 助成上限額(引き上げる労働者数による) |
|----------|---------------------|
| 30 円コース | 30~130 万円 |
| 45 円コース | 45~180 万円 |
| 60 円コース | 60~300 万円 |
| 90 円コース | 90~600万 |

設備投資の例

- ・自動釣銭機・POS レジシステム
- ・リフト付き、スロープ付き特殊車両
- · 食器洗浄機 · 冷凍冷蔵庫
- ・スチームコンベクション



※今回の最低賃金引き上げに対応してこの助成金をご検討される場合は、9月中旬頃に計画届を提出する必要があります。助成金をお考えの場合は、早めにご相談ください。

■ 今後の展望と対応

冒頭ご案内をいたしましたが、今後も毎年最低賃金は上がる見込みです。今回抵触する従業員の最低賃金のみ を引き上げた場合、他の従業員との賃金バランスが崩れ、社内の不満につながる恐れもあるので、慎重な検討が 必要です。

10月の改定対応を含め、ご不明点等ございましたら、弊社担当までお気軽にご相談ください。 林 健太郎